

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項  
該当なし
2. 資産の評価基準及び評価方法
  - ①有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし
  - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
  - ①有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法を採用しております。  
なお、耐用年数は次の通りであります。

建	物	8年～47年	
構	築	物	3年～50年
その他	器械備品	3年～20年	
  - ②無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、耐用年数は次の通りであります。  
自社利用のソフトウェア 5年
  - ③リース資産  
該当なし
4. 引当金の計上基準
  - ①退職給付引当金  
職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法で計上しております。
  - ②賞与引当金  
職員の賞与支給に備えるため、当会計年度末において支給見込額の当期負担分を計上しております。
  - ③貸倒引当金  
前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、事業未収金については、当法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度額相当額を計上しております。
5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
  - ①消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方法を採用しております。

6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
- ①所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理方法  
リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。
- ②補助金等の会計処理方法  
固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上しております。
7. 重要な会計方針を変更した旨等  
該当なし
8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項  
該当なし
9. 担保に供されている資産に関する事項  
該当なし
10. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項
- ①法人である関係事業者  
該当なし
- ②個人である関係事業者  
該当なし
11. 重要な偶発債務に関する事項  
該当なし
12. 重要な後発事象に関する事項  
該当なし
13. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
- ①有形固定資産の減価償却累計額 3,105,402 千円

②賃貸借処理したリース取引

(単位：千円)

	内訳	リース料総額	未経過リース料
1	その他の器械備品	169,524	99,519
2	車両	68,086	40,828

③「その他の特別損失」の内訳

期首 退職給付引当金の計上	574,137 千円
期首 賞与引当金の計上	148,964 千円
事業未収金の残高修正	54,760 千円
その他	293 千円
合計	778,155 千円

以上